

広報のための施設見学の制度化

従前

【地域住民等による参観の機会が少ない】

参観は所長による許可制度(学術研究又は その他正当な理由がある場合に限定)
異性, 18歳未満の参観は特に慎重に検討

改善策

学術研究等を目的とする参観に加えて
広報を目的とする施設見学を実施する。

実施状況

平成16年3月29日から実施

(関係通達等を発出)

基本方針

趣旨
行刑運営について
近隣住民等国民の
理解を深めること

施設側から積極的に
施設見学の機会を設けて募集する

被収容者のプライバシー保護等
に十分配慮する